

返戻金に関する事項

職業紹介事業者が雇用主に紹介した採用者が、次の期間内に退職した場合、支払われた紹介料金の一部を下記の割合に応じて返金するものとする。

紹介料金の返金は、採用者の退職日から1か月以内に雇用主が職業紹介事業者に対し書面により報告し、退職に関する事実確認（退職理由を含む）を雇用主及び職業紹介事業者が確認できた場合に限る。

退職日	返金額
内定から入社前の辞退	紹介料の100%のご返金
入社日から1か月未満のご退職	紹介料の50%のご返金
入社1か月以上から2か月未満のご退職	紹介料の30%のご返金
入社2か月以上から3か月未満のご退職	紹介料の10%のご返金
入社3か月以上のご退職	返金規定なし

※ただし、以下の場合においては返戻金を支払わないものとする。

- ・雇用主による解雇、雇用主の責めに帰すべき事由による雇用契約の終了した場合。
- ・採用者の死亡、天災事変等の不測の事態の場合。
- ・その他職業紹介事業者の免責が相当と認められる場合。
- ・短期雇用契約に基づく求職者の採用の場合。

許可番号 27-ユ-304789

事業者の名称 株式会社ウェルビーケアパートナーズ

所在地 大阪府大阪市北区西天満2丁目2-5 同心ビル2階